

お客さま 各位

令和6年3月

マイナンバーの預貯金口座付番について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫におきまして、口座管理法(注1)の施行にともない、2024年4月1日より預金口座開設等のお取引に際しまして、預貯金口座付番(注2)についてのご希望の有無をお伺いいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(注1)「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」のこと。

(注2) 金融機関が、預貯金口座に係るお客さまとの情報と「個人番号(マイナンバー)」を紐付けて管理すること。

また、預貯金口座付番により、以下のような取扱いが今後可能となる予定です。

- 災害時に、マイナンバーを利用して、預貯金口座に関する情報を紹介できます。
 - 相続時に、相続人等がマイナンバーを利用して、被相続人の預貯金口座情報を照会することができます。
- (取扱開始予定日は、別途ホームページまたは窓口にてご案内いたします。)

預貯金口座付番をご希望される場合は、お近くの営業店窓口にてお手続きをお願いいたします。

【参考外部サイト】

(以下のリンクをクリックいただきますと、当該サイトを表示します)

デジタル庁ホームページ：www.digital.go.jp

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 事務部

TEL 0257-24-3321